平成２６年（フ）第１９号
北海道旭川市宮下通４丁目4152番地の５　ロジェ宮下通302号
債務者　高桑　靖之
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２０号
北海道旭川市豊岡９条２丁目１番５号　豊岡一番館208号室
債務者　中川　トキ
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２１号
北海道旭川市春光２条８丁目14番23号　ハイツ行場Ａ１階Ｃ号室
債務者　吉田登志行
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２２号
北海道旭川市春光２条８丁目14番23号　ハイツ行場Ａ１階Ｃ号室
債務者　吉田　せつ
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２０号
横浜市港南区丸山台３丁目17番１号　ジュネス丸山台103
債務者　冨塚　彩子（旧姓早川）
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０８号
横浜市港南区港南台２丁目２番１―306号
債務者　高木　貴子
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月４日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０９号
横浜市南区中村町３丁目201番地６
債務者　服部　秀明
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１４号
神奈川県海老名市中新田２丁目16番32―205号
債務者　吉原　彩子（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１２９号
神奈川県藤沢市善行団地２番16―502号
債務者　長岡　泰正
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２５年（フ）第２４６５号
札幌市豊平区旭町６丁目２番１―203号
破産者　渡部るい子（旧姓土谷）
1　主文　当裁判所が平成26年１月９日午前11時になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の氏名につき「土谷るい子」とあるのを「渡部るい子（旧姓土谷）」と更正する。
2　決定年月日　平成26年２月４日
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１７号
沖縄県那覇市字大道172番地31　コーポ幸503、開始決定時の住所鹿児島県大島郡和泊町大字和泊575番地２
破産者　肥後よしみ
1　決定年月日　平成26年２月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第３８０号
埼玉県越谷市大字増森2564番地
破産者　中島　昇一
1　破産債権の届出期間　平成26年３月５日まで
2　一般調査期日　平成26年４月18日午後１時45分
平成26年２月５日
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第４００号
埼玉県所沢市大字下富21番地
破産者　新井　春子
1　破産債権の届出期間　平成26年３月７日まで
2　一般調査期日　平成26年３月19日午前10時
平成26年２月５日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第９１４号
大阪市城東区今福南１―４―13、開始決定時の住所大阪市城東区今福南２丁目６番15号
破産者　新堀　了史
1　破産債権の届出期間　平成26年３月７日まで
2　一般調査期日　平成26年５月15日午後３時
平成26年２月５日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３８５９号
大阪市北区中津３丁目29番13号
破産者　清水　政博
1　破産債権の届出期間　平成26年３月７日まで
2　一般調査期日　平成26年４月10日午後３時
平成26年２月５日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５５号
兵庫県豊岡市中陰206番地の１　ジェントリーハウス202
破産者　山本　良枝
1　破産債権の届出期間　平成26年３月11日まで
2　一般調査期日　平成26年４月15日午後４時40分
平成26年２月４日
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２５年（フ）第７３０号
京都市北区等持院中町32番地の２
破産者　滝岡　則高
1　破産債権の届出期間　平成26年３月15日まで
2　一般調査期日　平成26年５月21日午前11時
平成26年２月５日
京都地方裁判所第５民事部破産係